

表彰規程

(総 則)

第1条 本規程は、会員表彰の対象や基準、種類について定める。

(目 的)

第2条 本規程は、会員表彰の対象や基準、種類について審査基準を明確にすることで、公正且つ円滑な選考が行われ、日本クレイ射撃協会（以下「本会」という）の所属会員の功績や貢献を讃えることで、競技や協会運営に対する意欲向上、協会士気の高揚及び組織の継続的発展を促すことを目的とする。

(適用範囲)

第3条 本規程は、本会に所属する全ての会員が対象となる。

(選考基準)

第4条 表彰は、本会理事・監事、若しくは各地方協会代表者（会長又は正会員）の推薦により、理事会の決定をもってなされる。推薦の対象となる会員は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 本会に誠実で、特に他の会員の模範となった者。
- (2) 永年に亘り会員を継続し、本会への貢献が顕著な者。
- (3) 本会の重職（理事・監事等）を担い、任期満了した者。
- (4) 本会の運営上著しい考案、改良、創意工夫、効率化等を行った者。
- (5) 本会の事業運営上、永年に亘り貢献した者。
- (6) 国内競技会において競技成績が著しく優れた者、又は国際競技会で上位入賞した者。
- (7) 国家的・社会的功績があり、本会及び会員の名誉となるような行為があった者。
- (8) 本会加盟団体又は加盟部会において重職（三役）を永年に亘り務め、当該加盟団体又は加盟部会に対して顕著な貢献が認められる者。

- (9) その他、前各号に準ずる行為又は功績があり、表彰対象として本会理事会又は理事会より委任を受けた総務担当理事が認めた者。

(表彰の方法)

第5条 表彰方法は次のとおりとする。

- (1) 賞状授与
- (2) 記念品授与
- (3) 名誉会員への就任
 - 2 前項の表彰は、併せて行うことができる。
 - 3 表彰名及び表彰内容の詳細は、細則として別に定める。
 - 4 表彰者は、会報等に告示、掲載する。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、毎年2月に実施する。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事会が特に必要があると認めた場合、表彰時期を追加又は変更することができる。

(本規程の運用)

第7条 本部事務局は、理事会の決定に基づき本規程を運用する。

附 則

- 1 本規程は、平成29年3月28日から施行する。
- 2 本規程は、平成29年7月26日から一部改正施行する。
- 3 本規程は、令和5年3月6日から改正施行する。

(*2022年度第8回理事会承認)